

福山市水防計画

2025年度（令和7年度）修正

福 山 市

内容

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任	4
第4節 水防計画の作成及び変更	6
第5節 津波における留意事項	7
第6節 安全配慮	7
第2章 水防組織	8
第3章 重要水防箇所	9
第4章 気象情報及び警報・注意報	10
第5章 気象予報等の情報収集	18
第6章 水防警報	19
第7章 水防施設及び輸送	20
第8章 水防活動	21
第9章 通信、連絡及び信号	24
第10章 優先通行標識、身分証票及び腕章	25
第11章 協力及び応援	26
第12章 費用負担と公用負担	28
第13章 水防活動報告	30
第14章 水防訓練	31

第 1 章 総則

第 1 節 目的

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 4 条の規定により広島県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる福山市が、法第 33 条第 1 項の規定に基づき、市内における水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を規定し、福山市の市域にかかる河川、海岸等の洪水、雨水出水、津波又は高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第 2 節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第 2 条第 2 項）。⇒ 福山市

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第 4 条）。⇒ 福山市

3 水防管理者

水防管理団体である市の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第 2 条第 3 項）。⇒ 福山市長

4 消防機関

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第 2 条第 4 項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市にあっては消防長を、消防本部を置かない市にあっては消防団の長をいう（法第 2 条第 5 項）。⇒ 福山地区消防組合消防局長

6 水防団

法第 6 条に規定する水防団をいう。

※福山市はその区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理しており、水防団は設置していない。

7 量水標管理者

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第 2 条第 7 項、法第 10 条第 3 項）。

県の水防計画で定める量水標管理者は、県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第 12 条）。

8 水防協力団体

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）

9 水防要員

水防組織を構成する部局に属する者で、この計画における一連の活動に従事する者をいう。

10 洪水予報河川

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

11 水防警報

国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸（水防警報河川等）について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項及び第16条）。

12 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

13 水位周知下水道

知事又は市長が、雨水出水により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した公共下水道等の排水施設等。知事又は市長は、水位周知下水道について、当該下水道の水位があらかじめ定めた内水氾濫危険水位（雨水出水特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の2）。

14 水位周知海岸

知事が、高潮により相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した海岸。知事は、水位周知海岸について、当該海岸の水位があらかじめ定めた高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）に達したとき、水位を示して通知及び周知を行う（法第13条の3）。

15 水位到達情報

水位到達情報とは、国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

16 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに知事が定める水位で、各水防機関が水防体制をとる水位（法第１２条第１項に規定される通報水位）をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水又は高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

17 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第１２条第２項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

18 避難判断水位

氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。市長の高齢者等避難発令の目安となる水位である。

19 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市長の避難指示等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第１３条第１項及び第２項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

20 洪水特別警戒水位

法第１３条第１項及び第２項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

21 雨水出水特別警戒水位

法第１３条の２第１項及び第２項に定める雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位。内水氾濫危険水位に相当する。知事又は市長は、指定した水位周知下水道においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

22 高潮特別警戒水位

法第１３条の３に定める高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位。知事は、指定した水位周知海岸においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

23 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

24 洪水浸水想定区域

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害

の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう（法第 14 条）。

25 雨水出水浸水想定区域

雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該下水道において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事又は市長が指定した区域をいう（法第 14 条の 2）。

26 高潮浸水想定区域

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として知事が指定した区域をいう（法第 14 条の 3）。

第 3 節 水防の責任

水防に関係する各主体について、法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような業務を行う。

- （1）水防団の設置（法第 5 条）
- （2）水防団員等の公務災害補償（法第 6 条の 2）
- （3）平常時における河川等の巡視（法第 9 条）
- （4）水位の通報（法第 12 条第 1 項）
- （5）水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第 13 条の 2 第 2 項）
- （6）雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第 14 条の 2）
- （7）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 15 条）
- （8）避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 2）
- （9）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第 15 条の 3）
- （10）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第 15 条の 6、第 15 条の 7 及び第 15 条の 8）
- （11）予想される水災の危険の周知（法第 15 条の 11）
- （12）水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第 17 条）
- （13）緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第 19 条第 2 項）
- （14）警戒区域の設定（法第 21 条）
- （15）警察官の援助の要求（法第 22 条）
- （16）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第 23 条）
- （17）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第 25 条及び第 26 条）
- （18）公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第 28 条第 3 項）
- （19）避難のための立退きの指示（法第 29 条）
- （20）水防訓練の実施（法第 32 条の 2）

- (21) (指定水防管理団体) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第 33 条第 1 項及び第 3 項)
- (22) (指定水防管理団体) 水防協議会の設置 (法第 34 条)
- (23) 水防協力団体の指定・公示 (法第 36 条)
- (24) 水防協力団体に対する監督等 (法第 39 条)
- (25) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第 40 条)
- (26) 水防従事者に対する災害補償 (法第 45 条)
- (27) 消防事務との調整 (法第 50 条)

2 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する (法第 3 条の 6)。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定 (法第 4 条)
- (2) 水防計画の作成及び要旨の公表 (法第 7 条第 1 項及び第 7 項)
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第 22 条の 2 及び下水道法第 23 条の 2)
- (4) 都道府県水防協議会の設置 (法第 8 条第 1 項)
- (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知 (法第 10 条第 3 項)
- (6) 洪水予報の発表及び通知 (法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項)
- (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第 12 条)
- (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知 (法第 13 条第 2 項、第 3 項、第 13 条の 2 第 1 項及び第 13 条の 3)
- (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第 13 条の 4)
- (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第 14 条、第 14 条の 2 及び第 14 条の 3)
- (11) 都道府県大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 10)
- (12) 水防警報の発表及び通知並びに水防警報河川等指定したときの公示 (法第 16 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項)
- (13) 水防信号の指定 (法第 20 条)
- (14) 避難のための立退きの指示 (法第 29 条)
- (15) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示 (法第 30 条)
- (16) 水防団員の定員の基準の設定 (法第 35 条)
- (17) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言 (法第 40 条)
- (18) 水防管理団体に対する水防に関する勧告又は助言 (法第 48 条)

3 国土交通省の責任

- (1) 水防管理団体が行う水防への協力 (河川法第 22 条の 2)
- (2) 洪水予報の発表及び通知 (法第 10 条第 2 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 2 項)
- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表 (法第 12 条)
- (4) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知 (法第 13 条第 1 項)
- (5) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知 (法第 13 条の 4)
- (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知 (法第 14 条)
- (7) 大規模氾濫減災協議会の設置 (法第 15 条の 9)
- (8) 水防警報の発表及び通知 (法第 16 条第 1 項及び第 2 項)
- (9) 重要河川における都道府県知事等に対する指示 (法第 31 条)
- (10) 特定緊急水防活動 (法第 32 条)

(11) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

(12) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 河川管理者の責任

水防管理者に対する浸水被害軽減地区の指定及び市町村長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）

5 気象庁の責任

(1) 気象、津波、高潮及び洪水の予報及び警報の発表及び通知（法第14条第1項、気象業務法第14条の2第1項）

(2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項及び第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

6 居住者等の義務

(1) 水防への従事（法第24条）

(2) 水防通信への協力（法第27条）

7 水防協力団体の義務

(1) 決壊の通報（法第25条）

(2) 決壊後の処置（法第26条）

(3) 水防訓練の実施（法第32条の2）

(4) 津波避難訓練への参加（法第32条の3）

(5) 業務の実施等（法第36条、第37条及び第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1 水防管理団体の水防計画

指定水防管理団体の水防管理者は、県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年出水期前までに市防災会議に諮り、知事に遅滞なく届け出るものとする。

2 水防計画の公表

指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するものとする。

3 水防管理団体の水防計画作成要領

水防管理団体の水防計画は、水防の目的を完全に達成するため、組織の整備、資材器具、通信施設の充実及び通信連絡方法の合理的な運用を図るとともに、特に現地に即したあらゆる事態を想定して、具体的に定めるものであり、水防計画作成の手引き（水防管理団体版）を参考にして作成する。

4 大規模氾濫減災協議会

国土交通大臣が組織する大規模氾濫減災協議会及び知事が組織する都道府県大規模氾濫減災協議会において取りまとめられた「地域の取組方針」については、水防計画へ反映するなどして、取組を推進するものとする。

第5節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて「遠地津波」と「近地津波」に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって、水防活動及び水防要員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの移動に時間がかかる場合は、水防要員自身の避難以外の津波対応の行動がとれないことが多い。

したがって、あくまでも水防要員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第6節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防要員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防要員自身の安全は確保しなければならない。

第 2 章 水防組織

水防組織については、福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第 3 章「災害応急対策計画」第 3 節「災害発生直前の応急対策」第 1 項「組織、動員計画」を準用する。

第 3 章 重要水防箇所

重要水防箇所は、堤防の決壊、漏水、川の水があふれる、冠水等の危険が予測される箇所であり、洪水、高潮等の際して水防上特に注意を要する箇所である。

市内の設定箇所は別表 1 のとおりである。

第4章 気象情報及び警報・注意報

(1) 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

広島地方気象台長は、気象等の状況により洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中国地方整備局及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関に協力を求めて、これを一般に周知させる。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類と対応する一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報の種類及びそれらの発表基準は、次のとおりである。

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき。
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき。
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき。 (なお、「大津波警報」の名称で発表する)

(大雨注意報発表基準)

表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
8	96

(大雨警報発表基準)

表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
12	125

(洪水注意報発表基準)

情報の種類	発表基準（福山市）
洪水注意報	流域雨量指数 小田川（山野方面）流域=17.2、瀬戸川流域=11.2、高屋川流域=12.2、服部川流域=6.9、有地川流域=8.7、神谷川流域=13.3、河手川流域=4.7、吉野川流域=3.7、加茂川流域=8.8、四川流域=4.8、箱田川流域=5.2、手城川流域=3.3、山南川流域=8.2、新川流域=4.6、羽原川流域=4.9、本郷川流域=7.6、藤井川流域=11.3、本谷川（能登原方面）流域=4.1、菅田川流域=2.9、猪之子川流域=3.6、小田川（山手方面）流域=3.3、本谷川（津之郷方面）流域=3、加屋川流域=2.1、狭間川流域=4.6、西谷川流域=3.3、市原川流域=3.5、堀町川流域=4、久田谷川流域=3.9、小山田川流域=2.3、戸手川流域=3、砂川流域=5.5、見谷川流域=5.6、父尾川流域=6.3、藤尾川流域=4.7、本永谷川流域=2.5、百谷川流域=3.9、深水川流域=2.8、堂々川流域=3.6、竹田川流域=7.3、高尾川流域=5.6、矢川流域=7.3、下原川流域=5.5
	洪水注意報の複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。 芦田川流域=（5、39.5）、瀬戸川流域=（5、10.6）、手城川流域=（6、3.1）、羽原川流域=（5、4.9）

(洪水警報発表基準)

情報の種類	発表基準（福山市）
洪水警報	流域雨量指数 小田川（山野方面）流域=21.5、瀬戸川流域=14.1、高屋川流域=15.3、服部川流域=8.7、有地川流域=10.9、神谷川流域=16.7、河手川流域=5.9、吉野川流域=4.6、加茂川流域=11、四川流域=6.1、箱田川流域=6.6、手城川流域=4、山南川流域=10.3、新川流域=5.7、羽原川流域=6.3、本郷川流域=9.6、藤井川流域=14.2、本谷川（能登原方面）流域=5.1、菅田川流域=3.8、猪之子川流域=4.6、小田川（山手方面）流域=4.2、本谷川（津之郷方面）流域=3.8、加屋川流域=2.7、狭間川流域=5.7、西谷川流域=4、市原川流域=4.4、堀町川流域=5、久田谷川流域=4.8、小山田川流域=3、戸手川流域=3.7、砂川流域=6.9、見谷川流域=7、父尾川流域=7.9、藤尾川流域=5.9、本永谷川流域=3.3、百谷川流域=4.8、深水川流域=3.6、堂々川流域=4.5、竹田川流域=9.2、高尾川流域=7.1、矢川流域=9.2、下原川流域=6.9
	洪水警報の複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。 瀬戸川流域=（6、11.8）、羽原川流域=（6、5.4）

（大雨警報・洪水警報等を補足する情報）

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種 類	内 容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報（常時10分毎に更新）。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分毎に更新）。

（高潮警報・注意報発表基準）

警報・注意報別	潮位基準
高潮注意報	2.2m
高潮警報	2.6m

(津波警報等の種類)

津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表する。

ア 種類と発表される津波の高さ等

種 類	発表基準	解説	予想される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	- 海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 - 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1m (0.2m ≤ 予想される津波の最大波の高さ ≤ 1m)	
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	- 標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 - 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	3m (1m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 3m)	高い
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	- 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 - 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。	10m超 (10m < 予想される津波の最大波の高さ)	巨大
			10m (5m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 10m)	
			5m (3m < 予想される津波の最大波の高さ ≤ 5m)	

(注)

- ① 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ② 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

- ③ 地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。
- ④ 沿岸に近い地域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の来襲に間に合わない場合がある。
- ⑤ 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

イ 津波情報

大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時間や高さを津波予報区単位で発表。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

発表基準	内容
津波が予想されないとき（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
20cm未満の海面変動が予想されたとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

（気象庁が発表する特別警報）

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、大雨、津波、高潮等についての一般の利用に適合する警報（特別警報）をする。なお、津波については、既存の大津波警報が特別警報に位置付けられる。

また、水防活動用の特別警報は設けられていない。

(2) 観測所等

市域内の国・県有水位観測所等は、次のとおりである。

広島県有水位観測所

河川名	観測所名	水 位				位 置	観測人氏名等	備 考 (電話連絡)
		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険			
小田川	山野	m —	m —	m —	m —	福山市山野町大字山野山野橋上流	テレメーター	
加茂川	中野	0.50	0.70	1.25	1.40	福山市加茂町大字中野 226-4	〃	
本郷川	今津	0.70	1.00	1.05	1.15	福山市今津町字為安 2043	〃	
有地川	福田	1.20	1.55	1.65	1.80	福山市芦田町大字福田 734-3	〃	
吉野川	万能倉	0.80	0.95	1.25	1.50	福山市駅家町大字万能倉 317-2	〃	
神谷川	上安井	0.70	1.35	1.75	1.95	福山市新市町大字上安井 2-4	〃	
才町川	大橋	—	—	—	—	福山市駅家町大橋	〃	
神谷川	新市宮内	—	—	—	—	福山市新市町宮内	〃	
芦田川	七社	—	—	—	—	福山市駅家町下山守 378-2	〃	
加屋川	津之郷	—	—	—	—	福山市津之郷町大字津之郷字芹田	〃	
羽原川	松永	—	1.15	1.15	1.30	福山市神村町字羽祢原	〃	
手城川	手城	—	1.00	1.40	1.60	福山市春日町四丁目	〃	
服部川	服部	—	—	—	—	福山市駅家町助元	〃	
山南川	沼隈	—	1.20	1.45	1.60	福山市沼隈町大字草深鞆渡橋上流	〃	
高屋川	古市	2.05	2.75	3.40	3.65	福山市神辺町古市	〃	
箱田川	西中条	1.00	1.15	2.05	2.20	福山市神辺町字西中条 945-1	〃	
加茂川	沼	—	5.55	6.25	6.90	福山市御幸町大字下岩成	〃	
加茂川	加茂	—	3.10	3.60	3.75	福山市加茂町芦原	〃	
四 川	出雲	—	—	—	—	福山市加茂町芦原	〃	
四 川	大谷池	—	—	—	—	福山市加茂町字北山 3006-4	〃	
四 川	百谷	—	—	—	—	福山市加茂町北山	〃	
谷尻川	種	—	—	—	—	福山市加茂町北山	〃	
服部川	駅家中島	—	1.70	1.95	2.30	福山市駅家町中島	〃	
河手川	瀬戸山北	—	1.75	2.50	2.70	福山市瀬戸町山北	〃	
砂川	府中砂川	—	1.05	1.25	1.50	府中市元町	〃	
藤井川	柳井橋	—	(1.45)	※2.95 (1.60)	※3.20 (1.85)	尾道市西藤町	〃	

* 藤井川については、尾道市側の危険箇所では水位基準が設定されているため、本市に影響が出る水位を発令基準の目安とする。(表の()内は尾道市側の水位基準)

国土交通省有水位観測所

水系	観測所名	種別	所在地	計画高水位 氾濫危険水位 避難判断水位 氾濫注意水位 水防団待機水位 零点高	観測人名等	通信連絡方法
芦田川	山手	自記	福山市山手町	5. 8 3 4 m 5. 6 0 0 5. 0 0 0 3. 7 2 0 2. 7 2 0 1. 7 8	職 員	テレメーター
芦田川	郷分	〃	福山市御幸町中津原	7. 0 3 3 — — 5. 0 0 0 4. 0 0 0 3. 3 1 6	〃	〃
芦田川	上戸手	〃	福山市新市町戸手	6. 4 1 3 — — 4. 0 0 0 3. 0 0 0 1 3. 0 9 0	〃	〃
瀬戸川	西神島	〃	福山市神島町	— 2. 5 5 0 2. 0 5 0 1. 8 0 0 — 2. 2 5 0	〃	〃
高屋川	御幸	〃	福山市御幸町中津原	5. 6 1 0 5. 8 0 0 5. 4 0 0 4. 5 0 0 3. 5 0 0 2. 9 4 9	〃	〃
高屋川	神辺	〃	福山市神辺町上御領	— — — — — —	〃	〃
高屋川	掛の橋	〃	福山市神辺町川北	— — — — — 8. 1 1 7	〃	〃

岡山県有水位観測所

河川名	観測所名	水 位		位 置	観測人氏名等	備 考 (電話連絡)
		避難判断水位	氾濫危険水位			
小田川	井原	2.50m	2.90m	井原市西江原町	テレメーター	

広島県潮位観測所

所 称	所 在 地	型 式	記録取替時間	設置年月日 更新年月日	摘 要
福山港	福出市引野町沖浦	フース式 L E T - V 型	1 ヲ月巻	S. 43. 5 H. 5. 3. 31	テレメーター観測局
横田港	福山市内海町口 (字曾根)	水晶水压式	取替不要	S. 28. 6 H. 11. 3. 25	テレメーター観測局

広島県所管雨量観測所

河川名等	観測所名	種 別	位 置
芦田川	東部建設事務所	自系テレ・自記	福山市三吉町 広島県東部建設事務所内
〃	七 社	自系テレ	福山市駅家町下山守 378-2
加茂川	加 茂	〃	福山市加茂町芦原字出雲 815-2 地先
四 川	四川ダム	〃	福山市加茂町字北山 3006-4
神谷川	上安井	〃	福山市新市町上安井
山南川	沼隈町	〃	福山市沼隈町 福山市沼隈支所内
駅 家	山 野	テレメーター	福山市山野町山野
福 山	瀬 戸	〃	福山市瀬戸町長和嫁田 437-1
福山西	南松永	〃	福山市南松永町四丁目 30
福 山	田 尻	〃	福山市田尻町
尾 道	大 浦	〃	福山市内海町大浦乙 781
横田港	内海町	自 記	福山市内海町 福山市内海支所内
神 辺	古 市	テレメーター	福山市神辺町大字川北

国土交通省所管雨量観測所

河川名	観測所名	種別	位 置	観測人名等	通信連絡方法
芦田川	福 山	自記	福山市三吉町四丁目 4-13 国土交通省福山河川国道事務所	職員	テレメーター 926-2955
服部川	駅 家	〃	福山市駅家町大字服部本郷 486-2	〃	〃
芦田川	箕 島	〃	福山市箕島町字釣ヶ端山 367-3 芦田川河口堰管理支所	〃	〃
〃	大谷山	〃	福山市芦田町大字福田字新庄南平 377-2	〃	テレメーター
高屋川	神 辺	〃	福山市神辺町字上御領野々上 1807-4	〃	テレメーターマイ クロ 966-2114

気象台所管雨量観測所

河川名	観測所名	種 別	位 置
沿岸部	福 山	地上気象観測装置	福山市松永町 福山特別地域気象観測所

(3) 伝達経路

気象注意報、気象警報及びその他気象状況の連絡は、別表第 2 による

第5章 気象予報等の情報収集

気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

種別	機関名	気象情報	ウェブアドレス
気象情報	気象庁	気象注意報・警報	http://www.jma.go.jp/jp/warn/
		アメダス	http://www.jma.go.jp/jp/amedas/
		レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）	http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
		高解像度降水ナウキャスト	https://www.jma.go.jp/jp/highresorad/
		洪水警報の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
		大雨警報（浸水害）の危険度分布	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html http://www.jma.go.jp/
雨量・河川 水位	国土交通省	川の防災情報	【PC版】 http://www.river.go.jp/ 【スマートフォン】 http://river.go.jp/s/ 【携帯版】 http://i.river.go.jp/
潮位・波 高	国土交通省	海の防災情報 （全国港湾海洋波浪情報網）	【PC版】 http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp
	国土交通省防 災情報提供セ ンター	潮位情報リンク	http://www.jma.go.jp/jp/choi/bosai/choui_map.html
	気象庁	潮位観測情報	http://www.jma.go.jp/jp/choi/
		海洋の健康診断表・波浪に関するデータ	http://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html
水位、雨量 及び潮位	広島県	広島県防災情報システム	http://sys.bosai.pref.hiroshima.jp
		広島県防災ウェブ	http://www.bousai.pref.hiroshima.jp

第6章 水防警報

(1) 水防警報を行う河川・海岸及び警報発表担当者は次のとおりである。

区 分	水系名	河川名	区 域	発表担当者	受報担当者
国土交通大臣発令のもの	芦田川	芦田川	左岸 府中市久佐町字ツカ丸から海まで 右岸 府中市諸毛町字永野山から海まで	国土交通省 福山河川国道事務所長	広島県東部建設事務所長
		高屋川	左岸 福山市神辺町字平野小字古市から芦田川への合流点まで 右岸 福山市神辺町大字川北字古市から芦田川への合流点まで		
広島県知事発令のもの	芦田川	高屋川	左岸 福山市神辺町岡山県境以下福山市神辺町直轄河川区域に至る 右岸 福山市神辺町岡山県境以下福山市神辺町直轄河川区域に至る	広島県東部建設事務所長	
		箱田川	左岸 福山市神辺町大字西中条的場以下高屋川合流点に至る 右岸 福山市神辺町大字西中条的場以下高屋川合流点に至る		
		加茂川	左岸 福山市加茂町大字芦原字安忠以下高屋川合流点に至る 右岸 福山市加茂町大字芦原字宮廻地以下高屋川合流点に至る		
		吉野川	左岸 福山市駅家町大字法成寺字池跡以下高屋川合流点に至る 右岸 福山市駅家町大字法成寺字四日市以下高屋川合流点に至る		
		神谷川	左岸 福山市新市町渡上橋以下芦田川合流点に至る 右岸 福山市新市町渡上橋以下芦田川合流点に至る		
		有地川	左岸 福山市芦田町大字下有地字枝広以下芦田川合流点に至る 右岸 福山市芦田町大字下有地字枝広以下芦田川合流点に至る		
	本郷川	本郷川	左岸 福山市本郷町金比羅橋以下海に至る 右岸 福山市本郷町金比羅橋以下海に至る		

(2) 水防警報の種類は次のとおりである。

水防警報の種類	内 容
待 機	水防要員の足留めを警告するもので、状況に応じて速やかに活動できるようにしておく必要がある旨を警告するもの。
準 備	1 水防資材及び器材の点検、整備 2 ダム、溜池、水門等の水門の開閉準備 3 河川、海岸、堤防、ダム、溜池、水門等の巡視及び水防要員の派遣 4 幹部の出動 5 水防要員の招集配備計画
出 動	水防要員を警戒配備及び出動せしめるもの。
指 示	水位等水防活動上必要とする状況を明示し、必要により重要水防箇所について必要事項を指摘するもの。
解 除	水防警報の終了を通知するもの。

第7章 水防施設及び輸送

1 水防倉庫及び資材器具等

(1) 水防倉庫の位置及び保管する資材器具は、別表第3のとおりである。

(2) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、各農家、農業関係倉庫等の手持量を調査し、資材業者を登録し、並びに緊急時に調達する数量を確認して、その補給に備えること。

また、資材器具が使用又は損傷により不足を生じた場合に補充しておくものとする。

(3) 水防管理者は、備蓄資材器具では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の資材器具を国土交通省河川事務所長又は県東部建設事務所長及び広島港湾振興事務所長の承認を受けて使用することができる。なお、国土交通省河川事務所長又は県東部建設事務所長及び広島港湾振興事務所長は、予備鍵の貸与等をあらかじめ水防管理者と協議して、緊急に迅速な対応ができるよう努めるものとする。

2 輸送の確保

応急工作等に必要な人員又は水防資材器具等の緊急輸送は、福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章「災害応急対策計画」第8節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」を準用する。

第8章 水防活動

1 水防配備

市は、水防に関する警報・注意報等により、洪水、内水、津波又は高潮の恐れがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は、非常配備により水防事務を処理するものとする。

なお、水防における非常配備の種別、時期及び内容、又は動員の伝達方法については、福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章「災害応急対策計画」第3節「災害発生直前の応急対策」第1項「組織、動員計画」を準用する。

2 巡視及び警戒

（1）平常時

水防管理者又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川、海岸、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が、自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。この際、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所を所管する市職員等が立会又は共同で行うよう努めるものとする。

（2）出水時

ア 洪水

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所及び主な浸水予想地域の河川等を中心として巡視するものとする。

※ 次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、県東部建設事務所長及び河川等の管理者に連絡するものとする。ただし、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、決壊等の通報及びその後の措置を講じなければならない。

（ア）堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇

（イ）堤防の上端の亀裂又は沈下

（ウ）川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

（エ）居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ

（オ）排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

（カ）橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

イ 高潮

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮襲来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所、重要水防箇所及び主な浸水予想地域の海岸等を中心として巡視するものとする。

※ 次の状態に注意し、異常を発見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実

施するとともに、県東部建設事務所長及び海岸等の管理者に連絡するものとする。

- (7) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇
- (イ) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (ウ) 海側又川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (エ) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (オ) 排水門・取水門・閘門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- (カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

3 水防作業

- (1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、別表第4のとおりである。その際、水防要員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、水防要員が自身の安全確保ができないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防要員等に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (2) 水防要員は、水防作業の実施に当たり、特に専門的技術を必要とするときは、その技術を指導できる職員の派遣を要請するものとする。

なお、水防管理者は、水防作業の専門的技術を指導できる職員（外部機関を含む。）を指名しておき、要請があった場合に出動させるものとする。

- (3) 応急工作の記録

水防要員（消防団員は除く。）は、応急工作を実施したときは、工作時の前後において現場写真の撮影等の記録保存に努めるものとする。

4 緊急通行

- (1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、消防機関に属する者及び水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- (2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

5 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、消防機関に属する者の職権を行うことができる。（法第21条）

6 避難のための立退き

- (1) 洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県東部建設事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難誘導を福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第3章「災害応急対策計画」第3節「災害発生直前の応急対策」第4項「住民等の避難誘導に関する計画」に定めるところにより、適切に行う。
また、現地に派遣された水防要員が、著しい危険が切迫していると判断した場合は、速やかに自主避難させ、災害対策本部又は災害警戒本部に報告する。
- (4) 水防管理者は、所管警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

7 堤防等の決壊・越水の通報

(1) 決壊等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにその状況を一般住民、県東部建設事務所、県港湾振興事務所、県東部農林水産事務所及び警察署に急報するとともに、氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

(2) 決壊・越水後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、水防管理者、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8 水防配備の解除

(1) 市の非常配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき、かつ水防警報が解除された時等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めた時は、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、県東部建設事務所を通じ県水防本部に報告するものとする。

(2) 消防機関の非常配備の解除

消防機関の非常配備の解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が配備解除の指令をしたときとする。それまでは、消防機関に属する者は自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。

消防機関に属する者は、解除後、人員、資材器具及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに消防機関の長に報告する。また、使用した資材器具は手入れをして所定の位置に戻す。

第9章 通信、連絡及び信号

(1) 通信及び連絡

通信及び連絡は、無線電話、市内一般電話施設によるが、緊急を要するときは、次の通信施設を利用するものとする。

- ア 警察通信施設
- イ 鉄道通信施設
- ウ 電気事業通信施設
- エ その他の専用通信施設

(2) 水防信号

法第20条第1項の規定により県水防計画に定められている水防信号は、次のとおりである。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号		
第1信号	● 休止 ● 休止 ● 休止	約5秒 ●—	約15秒 休 止	約5秒 ●—
第2信号	●—●—● ●—●—● ●—●—●	約5秒 ●—	約6秒 休 止	約5秒 ●—
第3信号	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—●	約10秒 ●—	約5秒 休 止	約10秒 ●—
第4信号	乱 打	約1分 ●—	約5秒 休 止	約1分 ●—

- 備考
- 1 信号は適宜の時間継続すること。
 - 2 必要があれば、警鐘信号とサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

(注) 第1信号 河川では量水標が警戒水位、海岸では台風襲来時の危険風向きの風速が20メートル毎秒度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。

第2信号 水防機関に属する者が直ちに出勤すべきことを知らせるもの。

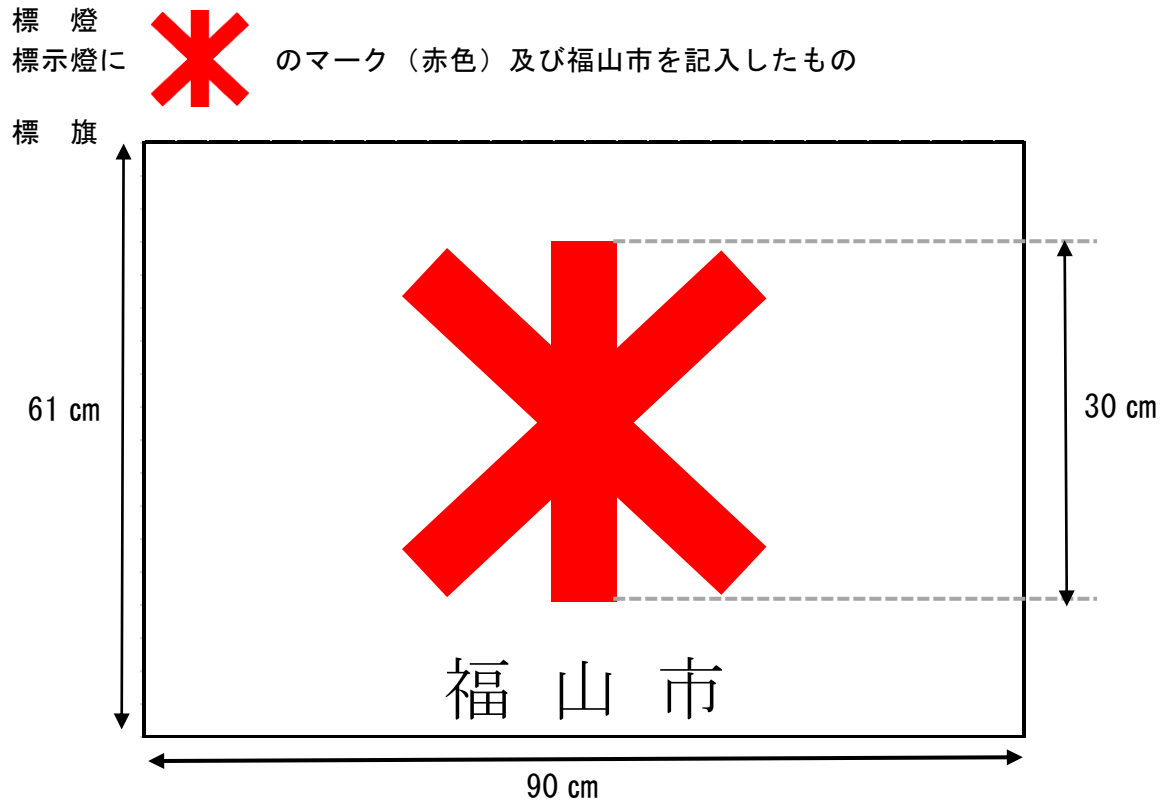
第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住するもの全員が出勤すべきことを知らせるもの。

第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

第 10 章 優先通行標識、身分証票及び腕章

(1) 優先通行標識

法第 18 条の規定により水防のため優先通行のできる車両等の標識は次のとおりとする。



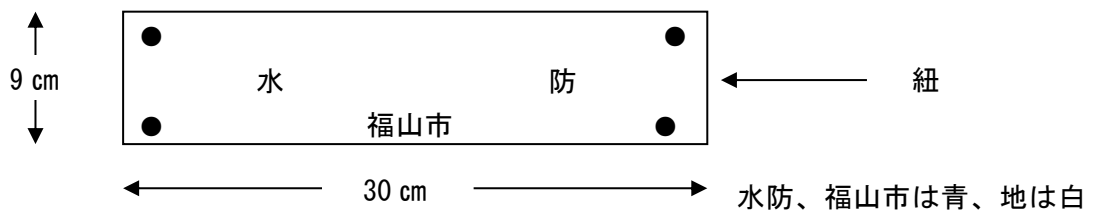
(2) 身分証票

法第 49 条第 2 項の規定による土地立入りのための身分証票は、次のとおりとする。

表	裏
第 号 水防職員の証 所属名 職 名 名 前 生年月日 年 月 日 年 月 日 福山市長 名 前 ⑩	心 得 (1) 本証は、水防法第 49 条による立入証である。 (2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。 (3) 記名以外のものの使用を禁ず。 (4) 本証の身分を失ったときは速やかに返還すること。

(3) 腕 章

水防管理者は、水防業務従事者に腕章を着用させるものとする。



第 1 1 章 協力及び応援

1 河川管理者の協力及び援助

中国地方整備局長及び知事により、業務に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動への協力及び水防管理者等が行う浸水被害軽減地区指定に係る援助が行われる。

【協力又は援助が必要な事項】

- (1) 水防管理団体に対する、河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際しての、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- (5) 水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- (6) 市長に対して、過去の浸水情報の提供や、市長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言

2 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、災害時の相互応援に関する協定書、広島県内広域消防相互応援協定書等に基づき他の水防管理者又は消防長に対して応援を求めることができる。

※他の水防管理者又は消防長から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、所轄警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

4 自衛隊の要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第 6 8 条の 2 に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求にあたっては、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

自衛隊への応援要請は、この項に定めるもののほか福山市地域防災計画（基本・風水害対策編）第 3 章「災害応急対策計画」第 6 節「災害派遣・広域的な応援体制」第 1 項「自衛隊派遣応援要請計画」に定めるところによる。

5 地方気象台との連携

市は、気象状況については広島地方気象台とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

6 企業（地元建設業等）との連携

市は、出水時の水防活動に際し、水防活動等の委任、資材器具の提供等に関して地元建設業等

と協定を締結するよう努めるものとする。

また、水防管理者より水防活動の委任を受けた者は、水防管理者が定めた次の水防活動委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号	水防活動委任証
名 称	
住 所	
上記の者は、水防活動の委任を受けた者であり、水防法第 19 条第 1 項の規定により緊急通行及び水防法第 28 条第 2 項の規定により公用負担を行うことができる者であることを証する。	
年 月 日	管理者 名 前 印

(裏面の記載)

(1) 本証は水防管理者から水防活動の委任を受けた者であることの身分証明書である。
(2) 本証の身分に変更があったときは速やかに訂正を受けること。
(3) 本証の身分を失ったときは速やかに返却

7 住民、自主防災組織等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、自主防災組織等との連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動（避難支援等）への協力を求めるものとする。

第 1 2 章 費用負担と公用負担

1 費用負担

(1) 費用負担

水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。(法第 4 1 条)

ただし、他の水防管理団体の応援ために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と応援を求められた水防管理団体が協議して定めるものとする。(法第 2 3 条)

(2) 利益を受ける市の負担額

水防管理団体の水防によって、当該水防管理団体の区域外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。(法第 4 2 条)

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定めるものとする。

当該協議が成立しない場合は、水防管理団体は知事にあつせんを申請することができる。

2 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者又は消防機関の長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。(法第 2 8 条)

(1) 必要な土地の一時使用

(2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用

(3) 車馬その他の運搬用機器の使用

(4) 排水用機器の使用

(5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者から委任を受けた者は上記 (1) から (4) ((2) における収用を除く。) の権限を行使することができる。

3 公用負担権限委任証

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、水防管理者から委任を受けた者は、水防管理者により交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。なお、水防管理者から委任を受けた民間事業者等にあつては、「第 1 1 章 協力及び応援」に規定する水防活動委任証をもって公用負担権限委任証に代えることとする。

公用負担権限委任証

名 前

上記の者に 区域における水防法第 2 8 条第 2 項の権限を委任
したことを証明する。

年 月 日

水防管理者

名 前 印

4 公用負担命令書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理団体が定める命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付するものとする。

第	号	公用負担命令書				
種 使	類 用 年	収 月	員 用 日	数 処 分		
様				水防管理者 事務取扱者	名 名	前 前
						印

5 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価により損失を補償するものとする。

第 13 章 水防活動報告

1 水防記録

水防要員が出動したときは、水防管理者は必要に応じて次の記録を作成し、保管するものとする。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名、海岸名及びその箇所並びに内水場所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防機関に属する者の出動時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導官公署職員の名前
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

2 水防報告等

- (1) 水防管理者は、水防活動が終結したときは、その状況を別記様式「水防実施状況報告」を速やかに作成し、県東部建設事務所を経由するなどして県水防本部長に報告するものとする。
(法第 47 条第 1 項及び第 2 項)
- (2) 水防管理者は、水防活動が実施された場合には、記者発表、ホームページ掲載、広報誌掲載等による広報活動を実施するよう努めるものとする。

第 1 4 章 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上なるべく出水期前に、訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

また、水防管理団体が主催する水防研修や中国地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防要員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

別表第 1

重要水防箇所及び対策

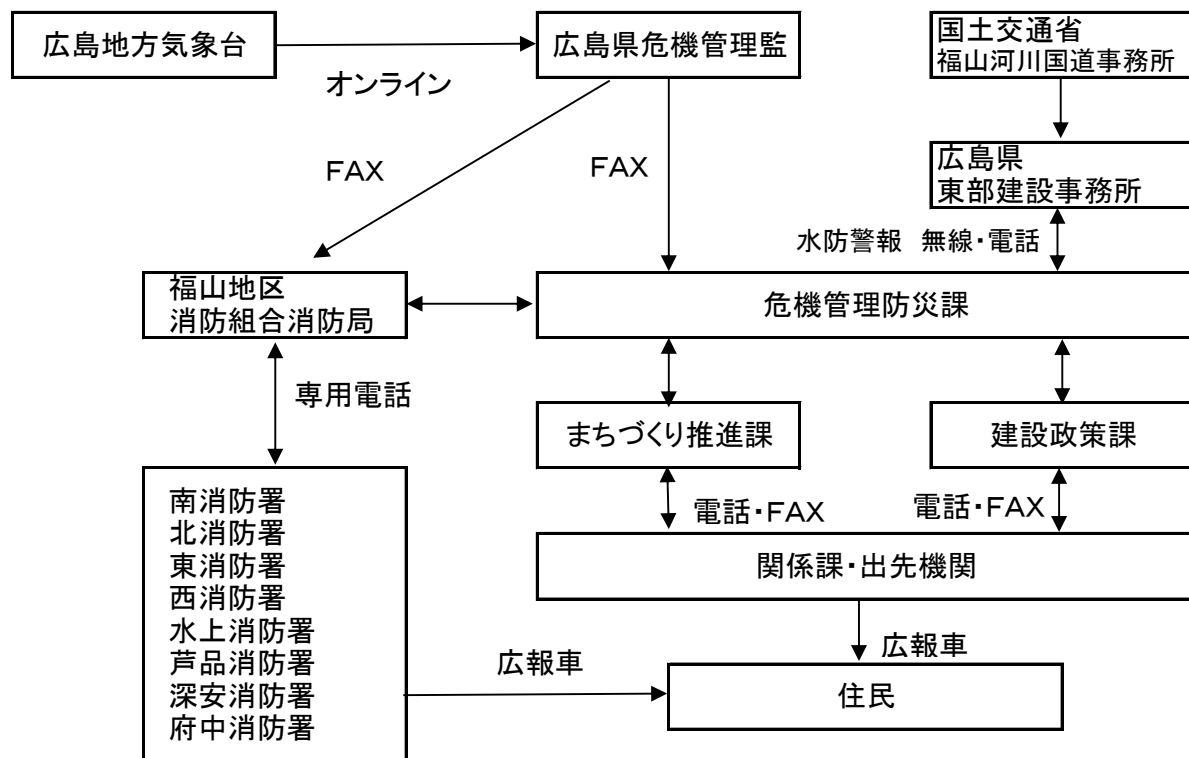
番号	水系名	河川 海岸名	重要水防箇所			特 に 危 険 な 区 域				
			左岸 右岸	延長 km	位 置	区 域	左岸 右岸	延長 km	危険状況	対策水防工法
					町 大字 小字	町 大字 小字				
1	芦田川	芦田川	左 右	22.6 23.5	新市町～箕埴町 海に至る 新市町～水呑町 海に至る	箕沖町	左	0.3	堤防断面不足	築廻し等
						箕島町	左	0.4	"	"
						水呑町	右	0.2	"	"
						"	右	0.72	漏水未対策	月の輪
						"	右	1.5	"	"
						本庄町	左	1.03	"	"
						草戸町	左	0.3	"	"
						西神島町	右	0.98	"	"
						郷分町	右	0.1	"	"
						"	右	0.4	"	"
						御幸町	左	0.5	"	"
						駅家町	左	0.55	"	"
						"	左	0.1	"	"
						"	左	0.05	"	"
						"	左	0.08	"	"
						"	右	4.39	"	"
						"	右	0.1	"	"
						"	右	0.1	"	"
						駅家町～新市町	左	2.17	"	"
						新市町	左	0.2	"	"
2	芦田川	高屋川	左 右	7.0 7.6	神辺町～芦田川合流点に至る 神辺町～芦田川合流点に至る	本庄町	左	0.2	堤防断面不足	築廻し等
						"	左	0.58	流下能力不足	積土俵等
						御幸町	左	0.01	漏水未対策	月の輪
						横尾町	左	0.4	"	"
						神辺町	左	0.25	"	"
						"	左	3.3	"	"
						"	右	1.67	"	"
						神辺町川北	左	0.03	"	"
						"	右	0.01	"	"

番号	水系名	河川海岸名	重 要 水 防 箇 所				
			左岸 右岸	延長 km	位 置	予測される危険	対策水防工法
3	芦田川	戸手川	左	0.2	福山市新市町戸手亀樋	越 水	積土俵
4	芦田川	神谷川	左右	1.7 1.7	福山市新市町是聞橋から同町渡上橋まで	越 水	積土俵
5	芦田川	服部川	左	1.0	福山市駅家町服部永谷から服部大池まで	越 水	積土俵
6	芦田川	服部川	左右	1.5 1.5	福山市駅家町服部中島から芦田川合流点まで	越漏 水 水	積土俵 月の輪
7	芦田川	吉野川	左右	0.8 0.8	福山市駅家町万能倉から御幸町上組まで	越漏 水 水	積土俵 月の輪
8	芦田川	吉野川	左右	2.0 2.0	福山市御幸町上組から高屋川合流点まで	越漏 水 水	積土俵 月の輪
9	芦田川	加茂川	左右	4.5 4.5	福山市加茂町中野から福山市御幸町下岩成下沼橋まで	決かい 漏 水	木流し 月の輪
10	芦田川	瀬戸川	右	0.3	福山市佐波町観音橋より下流	決かい	木流し
11	芦田川	河手川	右	0.5	福山市瀬戸町山北	越 水	積土俵
12	芦田川	加屋川	左右	1.0 1.0	福山市津之郷町から瀬戸川合流地点まで	漏 水	月の輪
13	芦田川	箱田川	左右	2.3 2.3	福山市神辺町堀池から梶久	決かい 漏 水	木流し 月の輪
14	高梁川	小田川	左右	0.5 0.5	福山市山野町山野	決かい	木流し
15	羽原川	鍋田川	左右	0.5 0.5	福山市神村町から羽原川合流点まで	漏 水	月の輪
16	羽原川	羽原川	左右	1.8 1.8	福山市神村町金負橋から相生島橋まで	越 水	積土俵
17	山南川	山南川	右	2.0	福山市沼隈町常石住江橋から矢川まで	越 水 決かい	積土俵 木流し
18	本谷川	本谷川	右	0.6	福山市沼隈町高橋下から室間まで	決かい	木流し
19	本郷川	本郷川	左右	2.7 2.7	福山市今津町松永バイパスから河口まで	決かい	木流し
20	藤井川	藤井川	左右	0.7 1.2	福山市高西町から山陽本線まで	漏 水	月の輪

番号	水系名	河川海岸名	重 要 水 防 箇 所				
			左岸 右岸	延長 km	位 置	予測される危険	対策水防工法
21	走漁港	走漁港海岸		0.3	福山市走島本浦	漏 水	月の輪
22	福山港	港地区		0.4	福山市鞆町江の浦造船所前	越 水	積土俵
23	千年港	常石敷名		0.1	福山市沼隈町常石敷名	越 水	積土俵
24	田尻海岸	西高浜地区		0.2	福山市田尻町西高浜	越 水	積土俵
25	福山海岸	沖新涯地区		0.5	福山市田尻町沖新涯	越 水	積土俵
26	福山港海岸	原地区		0.1	福山市鞆町	越 水	積土俵
27	福山港海岸	みゆき地区		0.4	鞆鉄バスセンターから仙酔島渡船場まで	越 水	積土俵
28	福山港海岸	新涯～釜屋		0.5	新涯フェリーターミナルから釜屋樋門まで	越 水	積土俵
29	福山海岸	唐船地区		0.1	福山市走島町唐船	越 水	積土俵

別表第2

気象状況等連絡系統図



別表第3

水防倉庫及び資材器具一覧表

2025年3月末時点

番号	倉庫名	所在地	管理責任者	品 名 / 数 量																							
				土のう袋	麻袋	ビニールシート	縄	栗杭	松杭	松丸太	掛矢	たこ槌	ハンマー	スコップ	ジョレン	両鶴	山鍬	熊手	鎌	のこ	なた	一輪車	バリケード	カラーコーン	コーンパー	水中ポンプ	
1	松浜	松浜町三丁目	建設政策課長	13,600		235	54			190	13		8	61	11	13			3		4		73	140	70		
2	水呑	水呑町	〃	4,200		73	4	150			5	1		10	3	7			5		3		20				
3	御幸	御幸町	〃	7,000	10	30		20	40		2	1		14	2	2			2	1		5					
4	三吉	三吉町南一丁目	〃	31,600	200	390	78	2,642		4	4		4	14	9	17	0	2	8		3	8	124	200	3		
5	熊野	熊野町	〃	1,500		35	7				4			5		7			3			2	10				
6	瀬戸	瀬戸町	〃	2,000		12	5	100			5			10		5			5								
7	西部市民センター	松永町三丁目	松永建設産業課長	7,600		190	31				2			30								5	40				
8	今津	松永町二丁目	〃	200		20	55	800			3					30	6						150				
9	柳津	柳津町	〃	2,000			5	50			10			4	2				2		1						
10	本郷	本郷町	〃	500	300	13					1			3	8				4				9				
11	高西	高西町四丁目	〃	400		15	2				4			8		2											
12	松永	松永町	〃	200			23				5			59	8						2	10					
13	芦田	芦田町	北部建設産業課長	4,000		100	5	150	30		3			18	6		1										
14	北部市民センター	駅家町	〃	2,800	10	115	18	0	40		2		8	25	4	15					1	24	55				
15	今岡	〃	〃	7,000		160	20	0			2			5		3											
16	加茂	加茂町	〃	7,800		175	10	150	0		8		1	9	5	10		6	5	2			7				
17	山野	山野町	〃	4,800		50	16	120	0		3		1	12	5	3			5	4	3	1	2				

番号	倉庫名	所在地	管理責任者	品 名 ／ 数 量																							
				土のう袋	麻袋	ビニールシート	縄	栗杭	松杭	松丸太	掛矢	たこ槌	ハンマー	スコップ	ジョレン	両鶴	山鋤	熊手	鎌	のこ	なた	一輪車	バリケード	カラーコーン	コーンパー	水中ポンプ	
18	鞆支所	鞆町	鞆支所長	4,000		9	1				3			40	10	5			8	0		1	10	8			
19	走島	走島町	〃	2,000		2					4		1	2					1								
20	高島	田尻町	建設政策課長	1,500		2	4				2			4	3	1			2					4			
21	東部市民センター	伊勢丘六丁目	東部市民サービス課	1,600		72	6	7			4		10	30	11	10			5		10	5	56	45	45		
22	南消防署	沖野上町五丁目	南消防署長	2,700		59		22			9			5													
23	山郷分団	山手町	山郷分団長	500		5					4			28					13	15	4						
24	津之郷分団	津之郷町	津之郷分団長	1,000		10		25			2			11					6	9	7						
25	北消防署	奈良津町二丁目	北消防署長	5,040		45	3	12			4			9	1				5	1	2	1					
26	東消防署	引野町北四丁目	東消防署長	2,600		38		6			5			22													
27	西消防署	松永町	西消防署長	2,750		31					5			5					5	5	5						
28	内海支所	内海町	沼隈建設産業課長	2,750		25	2	38			2		3	20	10	1		6	10	7	2	2	9	45			
29	新市支所	新市町	北部建設産業課長	5,400		95			400		4			52	0							3	45	26			
30	綱引土場	〃	〃	2,200		30			6,000		4			19													
31	戸手	〃	〃	3,000		10			2,000		5			20													
32	宮内	〃	〃	3,800		30			30		6			20													
33	沼隈支所	沼隈町	沼隈建設産業課長	1,100		48	0		8		1			85	4	1	1		8	6	3	0	2	49	63		
34	神辺支所	神辺町	神辺建設産業課長	2,000		55			190		4		6	10	8	3		5	13	4	2	4	45	50			
合 計				141,140	520	2,179	349	4,292	8,738	194	144	2	42	669	110	135	8	19	118	54	42	27	303	775	378	3	

別表 4

水防工法一覧表

原 因	工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
				現 在
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう
漏 水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式 釜段工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット 月の輪工	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏 水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	一般河川 (構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
漏 水	川側（川表）対策	シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗掘）		むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ
		木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、くい
		立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線
		捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック
		竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、土のう
決 壊		わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご
		築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ
		びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう
き 裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） ↳ 居住側堤防斜面（裏のり）	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張り き裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう

原 因		工 法	工 法 の 概 要	利用箇所、河川	おもに使用する資材
					現 在
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工 （くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		力ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み 土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい 打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め 土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰め土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

（水防のしおり：国土交通省水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室より）

別記様式

水 防 実 施 状 況 報 告

年 月 日

区分	管理団体名 福 山 市												年 月 日		
1 出水の概要	警位	川 m	出水位 雨 量	m mm	所要 経費	人件費	手 当	円		左 の 財 源 内 訳	県費補助	円			
							その他	円	管理団体		円				
2 水防実施箇所	右 交流川 左	地先	m	物件費		雑 費	円								
				燃料費		円									
3 日 時	月 日 時から 月 日 時まで	資材費	円												
		器材費	円												
4 出動人員概要	a 水防要員	b 消防団員	c その他	計	円		円	円	円						
	人	人	人	人 (a+b+c)											
5 水防作業の概要及び工法	工法 箇所 m									功労者の名前年齢所属名及び功績概要					
6 水防結果	結 果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	堤防の決壊等があった場合その原因					
		m	ha	ha	戸	m	m	人							
	被 害	m	ha	ha	戸	m	m	人		水防活動における自己批判					

福 山 市

事 務 局

福山市東桜町3番5号

福山市総務局総務部危機管理防災課

電話 084-928-1228

FAX 084-926-0845

E-mail kikikanri-bousai@city.fukuyama.hiroshima.jp